

教室での授業再開のお知らせ

保護者の皆様には日頃より当塾に対し、深いご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

4月17日に発表された緊急事態宣言を受け、20日(月)より5月6日(水)までのすべての授業を休講とさせていただきます。そして、5月4日の総理の会見により、緊急事態宣言を延長するものの、特定警戒都道府県以外については、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持」との両立に配慮した取り組みへと段階的に移行するとの方針が出ました。香川県においては、4月20日以降新たな感染者が出ていないことから、湯口塾といたしましても授業を再開できると判断いたしました。

授業を再開するにあたって、引き続き感染拡大防止に取り組みながらも、生徒たちの学習支援に全力を尽くしてまいります。

なお、先日もお知らせしました通り、**4月20日～28日と5月6日の授業については、できるだけ早い段階で振替授業ができるよう取り組んでまいります。**

また、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない場合、生徒たち、特に受験を迎える中3生・高3生への影響が懸念されます。生徒たちの学習機会の損失を防ぐために、当塾ではオンラインでの遠隔授業が実施できるよう準備を進めています。詳細が確定し次第、各教室・クラスごとに改めてご連絡いたします。

以上、ご理解ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

—塾内における感染の拡大を防ぐための取り組み—

①トイレ及び洗面台の共用タオルの撤去と薬用せっけんの設置

塾でもペーパータオルを準備しますが、生徒さんに清潔なタオル・ハンカチ等を持たせてください。

②座席配置の変更

生徒同士が密集しないように、座席間の幅を広げます。

③定期的な換気を実施

校舎内にて、20～30分に1回に換気を行います。寒さ対策が必要な方は上着等をお持ちください。

④一般的な衛生対策の励行

咳エチケット(マスクの着用など)や手洗いの励行をお願いいたします。また、十分な栄養と休養をとり、人混みを避けるなど感染予防に努めてください。

⑤感染症の疑いがある場合

高熱や咳等が長く続く場合など、感染症の疑いがある場合は、厚労省が公表した「相談・受診の目安」に従って、行動し、感染又は感染の疑いのある児童・生徒は、通塾をお控えください。

⑥感染症と診断された場合および感染者との濃厚接触者と判断された場合

お子様または保護者/同居者の方が新型コロナウイルス感染症と診断されたり、濃厚接触者と判断された場合には、速やかに高瀬本部にもご連絡ください。発症より2週間通塾をお控えください。**休塾中の授業料につきましては、回数割したうえで、次月以降の授業料に充当させていただきます。**

⑦体調不良時の対応

体調不良の場合には、早めに休むようにしてください。発熱がなくても、咳やくしゃみなどの症状がある場合には無理な通塾はしないでください。

県内での状況にさらなる変化があった場合は、改めて対応をお知らせします。